

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

令和 7 年 1 0 月 1 日施行に係る休暇・休業制度等の変更について（通知）

日頃、本県教育行政の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

さて、令和 6 年度及び令和 7 年度の関係法令等の改正により、令和 7 年 1 0 月 1 日より下記の通り、休暇・休業制度等が変更となります。

市町村教育委員会におかれましては、別紙 1「令和 7 年 1 0 月 1 日施行に係る休暇・休業制度等変更一覧」を貴管内小中学校等に配布のうえ、県費負担教職員に周知するよう学校長へお伝えください。

また、部分休業の取得方法拡充にあたり、各市町村の教育委員会規則で定められている様式が改正されるまで、県費負担教職員が新たな部分休業を請求することができるよう、別紙 2「部分休業請求書（記入例）」を参考に、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の概要

(1) 部分休業の取得方法の拡充等

ア 1 日につき 2 時間を超えない範囲内での取得または、1 年につき 1 0 日相当を超えない範囲内での取得を可能とし、いずれかの取得方法を選択可能とする。

イ 部分休業の承認の請求が可能な非常勤職員の要件から「1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 1 5 分以上である勤務時間があるもの」が撤廃される。また、部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、「3 歳に達するまで」を「小学校就学の始期に達するまで」とする。

(2) 介護時間の取得方法の拡充

ア 1 日につき 2 時間を超えない範囲内での取得を可能とする。

(3) 仕事と育児の両立支援に関する措置

ア 教育委員会は、妊娠、出産又は 3 歳未満の子を養育することなどを申し出た学校職員に対して、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供、意向確認及び意向配慮を講じる必要がある。

担 当 人事・学事・働き方改革担当 中原・須藤
電 話 0 4 8 - 8 3 0 - 6 9 3 7
E-mail a6930-03@pref.saitama.lg.jp

令和7年度改正(令和7年10月1日施行)

(1) 部分休業の取得方法の拡充

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年7月4日公布・令和7年10月1日施行）

1日につき2時間を超えない範囲内での取得または、1年につき10日相当を超えない範囲内での取得を可能とし、いずれかの取得方法を選択可能とする。

【改正前】

勤務時間の**始め又は終わり**において
2時間の範囲内で取得可能（30分単位）

(例)

1h	勤務時間	1h
----	------	----

【改正後】①又は②を選択

①【第1号部分休業】

勤務時間の**任意の時間**において2時間の範囲内で取得可能（30分単位）

(例)

勤務時間	1h	勤務時間	1h
------	----	------	----

又は

②【第2号部分休業】

1年につき**77時間30分**（10日相当）の範囲内で取得可能（1時間単位）

※特別な事情がある場合は、それぞれの取得方法について変更が可能

(例)

任意の時間に取得することが可能（1日単位で取得することも可能）

留意事項

ア 部分休業の請求を申し出る単位期間(1年の期間)は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間となる。

イ 学校職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限は、次のとおりである。

(i) 常勤職員 77時間30分(経過措置として令和7年度は38時間45分)

(ii) 非常勤職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

(経過措置として令和7年度は1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た期間)

ウ 第2号部分休業において、例外的に次に掲げる時間数を承認できることとする。

(i) 1回の勤務に割り振られている勤務時間に1時間未満の端数があり、学校職員がその勤務時間の全てについて承認を請求した場合、割り振られた勤務時間数

(ii) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数があり、学校職員がその残時間数の全てについて部分休業を請求した場合、残時間数

エ 特別な事情がある場合は、次に掲げる場合である。

(i) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと

(ii) 配偶者と別居したこと

(iii) その他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると県教育委員会が認める事情

オ 部分休業の承認の請求が可能な非常勤職員の要件から「1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務時間があるもの」が撤廃される。

カ 育児休暇が承認されている場合、第1号部分休業は、育児休暇の時間と合わせて1日につき2時間を超えない範囲内となる。

(2) 介護時間の取得方法の拡充

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
(令和7年9月19日公布・令和7年10月1日施行)

1日につき2時間を超えない範囲内での取得を可能とする。

【改正前】

勤務時間の**始め又は終わり**において
2時間の範囲内で取得可能(30分単位)

(例)

1h	勤務時間	1h
----	------	----



【改正後】

勤務時間の**任意の時間**において2時間の範囲内で取得可能(30分単位)

(例)

勤務時間	1h	勤務時間	1h
------	----	------	----

(3) 仕事と育児の両立支援に関する措置

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(令和7年7月4日公布・令和7年10月1日施行)等

教育委員会は、**妊娠、出産又は3歳未満の子を養育**することなどを申し出た学校職員に対して、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供、意向確認及び意向配慮を講じる必要がある。

対象	本人又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと その他これに準ずる事実を申し出た学校職員	3歳に満たない子を養育することを申し出た学校職員 (措置を講ずるのは、子の年齢が1歳11か月に達する日の翌日から 2歳11か月に達する日の翌日までの期間)
措置① 情報提供	申出をした職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(以下、「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせる。 <出生時両立支援制度の例> ・育児短時間勤務 ・部分休業 ・フレックスタイム制 ・深夜勤務の制限 ・時間外勤務の制限 ・育児休暇 ・子育て休暇 ・出産補助休暇 ・男性職員の育児参加のための休暇 等 <その他の事項の例> ・制度又は措置に係る請求先、申告先又は申出先 ・地方公務員等共済組合法に規定する育児短時間勤務手当金(第70条の5第1項)、その他これに相当する給付に関する必要な事項	対象となる職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(以下、「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせる。 <育児期両立支援制度の例> ・育児短時間勤務 ・部分休業 ・フレックスタイム制 ・深夜勤務の制限 ・時間外勤務の制限 ・子育て休暇 ・男性職員の育児参加のための休暇 等 <その他の事項の例> ・制度又は措置に係る請求先、申告先又は申出先 ・地方公務員等共済組合法に規定する育児短時間勤務手当金(第70条の5第1項)、その他これに相当する給付に関する必要な事項
措置② 意向確認	出生時両立支援制度等の請求等に係る意向を確認する。	育児期両立支援制度等の請求等に係る意向を確認する。
措置③ 意向確認	子の心身の状況又は育児に関する家庭の状況に起因して子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向を確認する。	3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向を確認する。
措置④ 意向配慮	学校職員の意向を確認した事項の取扱いに当たり、当該意向に配慮する。	

令和6年度改正(令和7年10月1日施行)

(4) 非常勤職員の部分休業取得期間の拡充

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律
(令和7年1月8日公布・令和7年10月1日施行)

部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、「3歳に達するまで」を「小学校就学の始期に達するまで」とする。

令和7年10月1日施行に係る休暇・休業制度等一覧

【参考】
管理職用

令和7年度改正(令和7年10月1日施行)

(1) 部分休業の取得方法の拡充

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年7月4日公布・令和7年10月1日施行）

1日につき2時間を超えない範囲内での取得または、1年につき10日相当を超えない範囲内での取得を可能とし、いずれかの取得方法を選択可能とする。

【改正前】

勤務時間の**始め又は終わり**において
2時間の範囲内で取得可能（30分単位）

(例)



【改正後】①又は②を選択

①【第1号部分休業】

勤務時間の**任意の時間**において2時間の範囲内で取得可能（30分単位）

(例)



又は

②【第2号部分休業】

1年につき**77時間30分**（10日相当）の範囲内で取得可能（1時間単位）

※特別な事情がある場合は、それぞれの取得方法について変更が可能

(例)

任意の時間に取得することが可能（1日単位で取得することも可能）

留意事項

ア 部分休業の請求を申し出る単位期間(1年の期間)は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間となる。

イ 学校職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限は、次のとおりである。

- (i) 常勤職員 77時間30分(経過措置として令和7年度は38時間45分)
- (ii) 非常勤職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間
(経過措置として令和7年度は1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た期間)

ウ 第2号部分休業において、例外的に次に掲げる時間数を承認できることとする。

- (i) 1回の勤務に割り振られている勤務時間に1時間未満の端数があり、学校職員がその勤務時間の全てについて承認を請求した場合、割り振られた勤務時間数
- (ii) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数があり、学校職員がその残時間数の全てについて部分休業を請求した場合、残時間数

エ 特別な事情がある場合は、次に掲げる場合である。

- (i) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと
- (ii) 配偶者と別居したこと
- (iii) その他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、申出の変更を行わなければ部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると県教育委員会が認める事情

※例えば、上記事情により、一度変更をした職員について、その事情が解消したことにより、再度の変更を申出た場合は、変更を行うことができる。ただし、「第2号部分休業」については、年度内に合計して10日相当(令和7年度は5日相当)の範囲内とする。

オ 部分休業の承認の請求が可能な非常勤職員の要件から「1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務時間があるもの」が撤廃される。

カ 育児休暇が承認されている場合、第1号部分休業は、育児休暇の時間と合わせて1日につき2時間を超えない範囲内となる。

(2) 介護時間の取得方法の拡充

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
(令和7年9月19日公布・令和7年10月1日施行)

1日につき2時間を超えない範囲内での取得を可能とする。

【改正前】

勤務時間の**始め又は終わり**において
2時間の範囲内で取得可能(30分単位)

(例)

1h	勤務時間	1h
----	------	----

【改正後】

勤務時間の**任意の時間**において2時間の範囲内で取得可能(30分単位)

(例)

勤務時間	1h	勤務時間	1h
------	----	------	----

※「など」は以下を含む

- ① 特別養子縁組により3歳に満たない子を監護している場合(又は監護する意思を明示した場合)
- ② 養子縁組里親として3歳に満たない子を委託されている場合(又は受託する意思を明示した場合)
- ③ 養育里親として3歳に満たない子を委託されている場合(又は受託する意思を明示した場合)

(3) 仕事と育児の両立支援に関する措置

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(令和7年7月4日公布・令和7年10月1日施行)等

教育委員会は、**妊娠、出産又は3歳未満の子を養育することなど**を申し出た学校職員に対して、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供、**意向確認**及び意向配慮を講じる必要がある。

※実際は各学校の管理職が対応することとなり、状況に応じて教育委員会へ報告・相談することになる。

※次の方法が考えられる。

- ① 面談による方法
- ② 書面を交付する方法
- ③ 電子メール等を送信する方法(当該学校職員が希望する場合に限る)

対象	本人又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと その他これに準ずる事実を申し出た学校職員	3歳に満たない子を養育することを申し出た学校職員 (措置を講ずるのは、子の年齢が1歳11か月に達する日の翌々日から 2歳11か月に達する日の翌日までの期間)
措置① 情報提供	申出をした職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置 (以下、「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせる。 <出生時両立支援制度の例> ・育児短時間勤務 ・部分休業 ・フレックスタイム制 ・深夜勤務の制限 ・時間外勤務の制限 ・育児休暇 ・子育て休暇 ・出産補助休暇 ・男性職員の育児参加のための休暇 等 <その他の事項の例> ・制度又は措置に係る請求先、申告先又は申出先 ・地方公務員等共済組合法に規定する育児時短勤務手当金 (第70条の5第1項)、その他これに相当する給付に関する 必要な事項	対象となる職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置 (以下、「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせる。 <育児期両立支援制度の例> ・育児短時間勤務 ・部分休業 ・フレックスタイム制 ・深夜勤務の制限 ・時間外勤務の制限 ・子育て休暇 ・男性職員の育児参加のための休暇 等 <その他の事項の例> ・制度又は措置に係る請求先、申告先又は申出先 ・地方公務員等共済組合法に規定する育児時短勤務手当金 (第70条の5第1項)、その他これに相当する給付に関する 必要な事項
措置② 意向確認	出生時両立支援制度等の請求等に係る意向を確認する。	育児期両立支援制度等の請求等に係る意向を確認する。
措置③ 意向確認	子の心身の状況又は育児に関する家庭の状況に起因して子の 出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生 活と家庭生活との両立の 支障となる事情の改善に資する事項 に係る意向を確認する。	3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する家庭の状況 に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と 家庭生活の両立の 支障となる事情の改善に資する事項 に係る 意向を確認する。
措置④ 意向配慮	学校職員の意向を確認した事項の取扱いに当たり、当該意向に配慮する。	学校職員の意向を確認した事項の取扱いに当たり、当該意向に配慮する。 ※例えば、次のことが考えられる。 ① 始業又は終業の時刻 ② 勤務の場所 ③ 業務量の調整

※別添「チェックリスト」を参考に対応

令和6年度改正(令和7年10月1日施行)

(4) 非常勤職員の部分休業取得期間の拡充

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律
(令和7年1月8日公布・令和7年10月1日施行)

部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、「3歳に達するまで」を「小学校就学の始期に達するまで」とする。

外国人生徒・保護者への埼玉県公立高等学校入学者選抜説明会

1 日時 令和7年12月13日(土) 9:40~11:00

2 会場 埼玉県県民健康センター [住所 さいたま市浦和区仲町3-5-1]

3 内容

- ・令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜の日程
- ・外国人特別選抜
- ・出願手続
- ・電子出願での出願方法

さいたまけん
埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち



などについて、説明します。

※英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語の通訳が対応する予定です。

中学校の先生をとおして、申し込みをしてください。

4 注意

- ・天候や交通事情等の状況により、中止する場合があります。

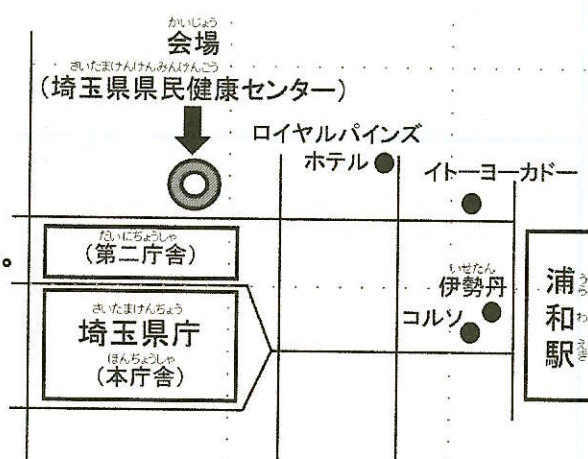
(このときは、中学校の先生をとおして連絡します。)

※ 筆記用具を持ってくる。

※ 会場を間違えないよう、事前に調べておくようお願いします。

※ 会場に駐車場はありません。
来場には公共交通機関をご利用ください。

※ 分からないことがあれば、中学校の先生から高校教育指導課へ連絡してください。



«English»

1 Date and Time: Saturday, December 13, 2025 9:40 - 11:00

2 Place: Saitama Prefectural Health Center

3-5-1 Nakachou, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama 330-0062, Japan

3 Details

Explanations for the following will be provided:

- 2026 Saitama Prefectural Public High School Entrance Examination Schedule
- Special Selection for Foreign Students
- Application Procedures
- Online Application Form

※Interpreters in English, Chinese, Spanish, and Portuguese will be available.

※Please apply through the applicant's junior high school teacher.

«中文»

1 时间 : 2025 年 12 月 13 日 (星期六) 上午 9:40 - 11:00

2 会场 : 埼玉县 县民健康中心 地址: 埼玉市浦和区仲町 3-5-1

3 内容 : • 2026 年度 埼玉县公立高中升学考试日程

• 外国人特别选拔

• 申请报考手续

• 如何利用网络 (在线) 申请报考等的说明。

※ 预定当天将提供英语、汉语、西班牙语和葡萄牙语的口译服务。

※ 请通过初中的老师进行申请。

«Español»

1. Fecha y hora: Sábado 13 de diciembre de 2025 9:40hs. a 11:00hs.

2. Lugar: Saitama Prefectural Health Center

3-5-1 Nakachou, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama

3. Contenido

- Calendario correspondiente a las fechas de Selección de Ingreso a la Escuelas Secundarias Públicas de la Prefectura de Saitama del año académico 2026.
- Selección especial para extranjeros.
- Procedimientos y Trámites de solicitud de ingreso.
- Procedimientos para la inscripción electrónica

※Ese día contaremos con intérpretes del inglés, chino, español y portugués.

Por favor, inscribase través de su profesor de secundaria media

«Português»

1. Data e hora: 13 de dezembro de 2025 (sábado) das 9:40 às 11:00

2. Local: *Saitama-ken Kenmin Kenko Center*, no endereço

3-5-1 Nakachou, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama

3. Conteúdo:

- Calendário do Exame de Admissão do Ensino médio do Ano de 2026 das Escolas Públicas da Província de Saitama;
- Seleção Especial para Estrangeiros;
- Procedimentos para a inscrição;
- Como fazer a inscrição eletrônica, etc.

※Intérpretes de inglês, chinês, espanhol e português estarão disponíveis no dia.

※Inscreva-se através do seu professor do ensino fundamental (*chūgakkō*).

出生時両立支援制度等チェックリスト

対象者：妊娠を申し出た学校職員又は配偶者が妊娠したと申し出た学校職員

1歳11か月に達する日の翌日までの子を養育していることを申し出た学校職員

Ⅰ 妊娠から出産後、出産休暇又は育児休業取得まで
（仕事と育児の両立）

- ☐ 出産予定日について確認したか。
- ☐ 妊娠を申し出た学校職員から、仕事や体調のことなどで心配事などを抱えていないか確認したか。もし、心配事などがある場合、当該職員がそれに対してどのような意向を持っているかを確認したか。
- ☐ 配偶者が妊娠したと申し出た学校職員から、配偶者の体調のことなどで心配事などを抱えていないか確認したか。もし、心配事などがある場合、当該職員がそれに対してどのような意向を持っているかを確認したか。
- ☐ 妊娠を申し出た学校職員に対して、妊娠障害休暇や加算休暇の制度を紹介した上で、今後、出産に向けてどのような休暇取得のスケジュールを考えているのかを確認したか。
- ☐ 出産に向けて心配事などを抱えていないかを定期的に確認しているか。
- ☐ 対象職員から、配偶者とともに出産後の育児計画（育児休業をどちらがどのくらいの期間取得するか等）について話し合っているかを確認したか。
- ☐ 【措置①②出生時両立支援制度等に係る情報提供及び意向確認】
妊娠時から出産後までに、どのような制度が活用できるのか、「休暇案内」「育児・介護の支援ガイドブック」「子育て応援ハンドブック」「埼玉パパナビ」などを用いて紹介し、休暇、休業等についての請求等に係る意向を確認したか。
 - ・育児休業は、男女を問わず2回取得できること。
 - ・子の出生時における男性の育児休業（産後パパ育休）があること。
 - ・部分休業、育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまで取得できること。
 - ・男性職員の場合、配偶者が育児休業、部分休業又は育児短時間勤務を取得している場合や、専業主婦であっても、育児休業、部分休業又は育児短時間勤務を取得できること。
 - ・育児休暇は、最大満2歳の前日まで取得できること。
 - ・子育て休暇、家族看護休暇、出産補助休暇、男性職員の育児参加のための休暇、年次休暇は、30分単位での取得できること。
 - ・男性職員の育児参加のための休暇の対象期間が当該出産の日以後1年を経過する日までであること
 - ・子育て休暇は、義務教育終了前の子を養育する場合が対象であること。
 - ・子育て休暇は、子が1人の場合7日間、2人以上の場合10日間であること。など
- ☐ 【措置①②出生時両立支援制度等に係る情報提供及び意向確認】
「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第9条で規定されている「深夜勤務の制限」、「時間外勤務の制限」について、請求することができることを説明し、請求等に係る意向を確認したか。
- ☐ 【措置①②出生時両立支援制度等に係る情報提供及び意向確認】
フレックスタイム制（職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度）を校務の正常な運営に支障がない場合、活用できることを説明し、意向を確認したか。（運用開始以降～）。
- ☐ 【措置①②出生時両立支援制度等に係る情報提供及び意向確認】
「福利のしおり」からも、出産や育児休業等に関する情報（例えば、育児休業手当金、育児時短勤務手当金の請求方法や男性職員の育児休業体験記など）が得られることを紹介し、意向を確認したか。
- ☐ 【措置③支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認】
仕事と育児の両立に関わって、不安や支障となる事項について確認し、配慮が必要な事

項を確認したか。(例えば、始業又は終業の時刻、勤務の場所、業務量の調整 等

(職員又は配偶者の妊娠中に出産予定の子以外の子を養育している場合)

- ☐ 仕事と育児の両立に関わって、不安はないかを確認しているか。
- ☐ 小学校就学前の子を養育している場合には、配偶者の産前期間から、「男性職員の育児参加のための休暇」が取得できることを紹介したか。(例えば、子の保育所への送迎などのため)

(管理職からの定期的な声掛け)

- ☐ 仕事と育児の両立に関わって、不安はないかを確認しているか。
- ☐ 定期的に育児に係る特別休暇等を取得するよう促しているか。

(校内体制の確認)

- ☐ 出産休暇や育児休業に入るまでの間、不安はないかを確認したか。
- ☐ 必要に応じて、対象職員の業務と関わりのある同僚職員に、対象職員をフォローする体制について確認しているか。
- ☐ 代替職員が配置された際、円滑に業務を遂行できるよう、対象職員と代替職員との業務引継の内容を確認しているか。

(出産休暇や育児休業等を取得している職員への声掛け)

- ☐ 出産休暇中や育児休業中に、困ったことや心配事、学校のことで情報提供をしてほしい場合などには、気兼ねをせずに連絡するよう伝えたか。
- ☐ 学校からの重要な連絡を伝える手段はどのようにするか(電話や指定のメールアドレスなど、電話の場合には時間帯なども)、あらかじめ確認をしたか。
- ☐ 対象職員に対して、重要な文書や提出の必要な書類などを確実に渡しているか。その際、記載の仕方などで不明点などは、気兼ねせず連絡をするよう伝えているか。
- ☐ 対象職員から、職場復帰をいつ頃予定しているか、復帰する際は、フルタイムにするか、育児休暇、育児短時間勤務や部分休業などの活用を検討しているか等の意向を確認しているか。
- ☐ 育児休業の延長予定の有無、2回取得できることなどを、早い段階から定期的に確認しているか。

2 出産休暇又は育児休業から復帰するに当たって

(仕事と育児の両立)

- ☐ 復帰に当たって、心配事がないかを確認したか。
- ☐ 必要に応じて、対象職員の業務に関わりのある同僚職員に、当該職員をフォローする体制について確認しているか。
- ☐ 復帰後に対象職員が円滑に業務を遂行できるよう、対象職員と代替職員との業務引継の内容を確認しているか。
- ☐ 子育て休暇や家族看護休暇などについて、「休暇案内」「育児・介護の支援ガイドブック」「子育て応援ハンドブック」「埼玉パパナビ」などを活用しながら制度を紹介したか。
- ☐ 対象職員が復帰後に育児短時間勤務に勤務形態を変更する場合、年次休暇の調整(短時間勤務に応じた日数に換算)することを、あらかじめ説明したか。
- ☐ フレックスタイム制(職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度)を校務の正常な運営に支障がない場合、活用できることを説明しているか(運用開始以降～)。

育児時両立支援制度等チェックリスト

対象者：3歳に満たない子を養育することを申し出た学校職員
(1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの期間)

1 仕事と育児の両立又は育児休業の取得 (仕事と育児の両立)

- ☐ 育児について心配事などを抱えていないかを定期的に確認しているか。
- ☐ 配偶者とともに今後の育児計画(育児休業をどちらがどのくらいの期間取得するか等)について話し合っているかを確認したか。
- ☐ 【措置①②育児期両立支援制度等に係る情報提供及び意向確認】
妊娠時から出産後までに、どのような制度が活用できるのか、「休暇案内」「育児・介護の支援ガイドブック」「子育て応援ハンドブック」「埼玉パパナビ」などを用いて紹介し、休暇、休業等についての請求等に係る意向を確認したか。
・育児休業は、男女を問わず2回取得できること。
・部分休業、育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまで取得できること。
・男性職員の場合、配偶者が育児休業、部分休業又は育児短時間勤務を取得している場合や、専業主婦であっても、育児休業、部分休業又は育児短時間勤務を取得できること。
・子育て休暇、家族看護休暇、男性職員の育児参加のための休暇、年次休暇は、30分単位での取得できること。
・男性職員の育児参加のための休暇の対象期間が当該出産の日以後1年を経過する日までであること。
・子育て休暇は、義務教育終了前の子を養育する場合が対象であること。
・子育て休暇は、子が1人の場合7日間、2人以上の場合10日間であること。など
- ☐ 【措置①②育児期両立支援制度等に係る情報提供及び意向確認】
「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第9条で規定されている「深夜勤務の制限」、「時間外勤務の制限」について、請求することができることを説明し、請求等に係る意向を確認したか。
- ☐ 【措置①②育児期両立支援制度等に係る情報提供及び意向確認】
フレックスタイム制(職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度)を校務の正常な運営に支障がない場合、活用できることを説明し、意向を確認したか。(運用開始以降～)。
- ☐ 【措置①②育児期両立支援制度等に係る情報提供及び意向確認】
「福利のしおり」からも、出産や育児休業等に関する情報(例えば、育児休業手当金、育児時短勤務手当金の請求方法や男性職員の育児休業体験記など)が得られることを紹介し、意向を確認したか。
- ☐ 【措置③支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認】
仕事と家庭の両立に関わって、不安や支障となる事項について確認し、配慮が必要な事項を確認したか。(例えば、始業又は終業の時刻、勤務の場所、業務量の調整 等)

(管理職からの定期的な声掛け)

- ☐ 仕事と育児の両立に関わって、不安はないかを確認しているか。
- ☐ 定期的に育児に係る特別休暇等を取得するよう促しているか。

(校内体制の確認)

- ☐ 育児休業に入るまでの間、不安はないかを確認したか。
- ☐ 必要に応じて、対象職員の業務と関わりのある同僚職員に、対象職員をフォローする体制について確認しているか。

- ☐ 代替職員が配置された際、円滑に業務を遂行できるよう、対象職員と代替職員との業務引継の内容を確認しているか。

(育児休業を取得している職員への声掛け)

- ☐ 育児休業中に、困ったことや心配事、学校のことなどで情報提供をしてほしい場合などには、気兼ねをせずに連絡するよう伝えたか。
- ☐ 学校からの重要な連絡を伝える手段はどのようにするか(電話や指定のメールアドレスなど、電話の場合には時間帯なども)、あらかじめ確認をしたか。
- ☐ 対象職員に対して、重要な文書や提出の必要な書類などを確実に渡しているか。その際、記載の仕方などで不明点などは、気兼ねせず連絡をするよう伝えているか。
- ☐ 対象職員から、職場復帰をいつ頃予定しているか、復帰する際は、フルタイムにするか、育児短時間勤務や部分休業などの活用を検討しているか等の意向を確認しているか。
- ☐ 育児休業の延長予定の有無、2回取得できることなどを、早い段階から定期的に確認しているか。

2 育児休業から復帰するに当たって

(仕事と育児の両立)

- ☐ 復帰に当たって、心配事がないかを確認したか。
- ☐ 必要に応じて、対象職員の業務に関わりのある同僚職員に、当該職員をフォローする体制について確認しているか。
- ☐ 復帰後に対象職員が円滑に業務を遂行できるよう、対象職員と代替職員との業務引継の内容を確認しているか。
- ☐ 子育て休暇や家族看護休暇などについて、「休暇案内」「育児・介護の支援ガイドブック」「子育て応援ハンドブック」「埼玉パパナビ」などを活用しながら制度を紹介したか。
- ☐ 対象職員が復帰後に育児短時間勤務に勤務形態を変更する場合、年次休暇の調整(短時間勤務に応じた日数に換算)することを、あらかじめ説明したか。
- ☐ フレックスタイム制(職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度)を校務の正常な運営に支障がない場合、活用できることを説明しているか(運用開始以降～)。

子育て支援チェックリスト

(義務教育終了前の子を養育している場合)

I 仕事と育児の両立

(管理職からの定期的な声掛け)

- ☐ 当該職員には、子の体調不良などの急な状況の際には必ず申し出るよう、日頃から確認しているか。
- ☐ 当該職員に、育児や仕事との両立で心配事がないか等を定期的に確認しているか。
- ☐ 子育て休暇や家族看護休暇など、当該職員が利用できる休暇制度について、積極的に取得するよう定期的に促しているか。
- ☐ 当該職員が育児短時間勤務である場合、職員会議資料や重要な文書等を確実に配布しているか。
- ☐ 当該職員が育児短時間勤務である場合、延長予定の有無などを、早い段階から確認しているか。

(子育てに係る休暇制度等の周知)

- ☐ 当該職員に、子の状況等に応じた休暇、休業等について、「休暇案内」「育児・介護の支援ガイドブック」「子育て応援ハンドブック」「埼玉パパナビ」などを活用しながら紹介したか。
 - ・ 育児休業は、男女を問わず2回取得できること。
 - ・ 育児休暇は、最大満2歳の前日まで取得できること。
 - ・ 部分休業、育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまで取得できること。
 - ・ 年次休暇・子育て休暇・家族看護休暇・男性職員の育児参加のための休暇は、30分単位での取得できること。
 - ・ 子育て休暇は、義務教育終了前の子を養育する場合が対象であること。
 - ・ 子育て休暇は、子が1人の場合7日間、2人以上の場合10日間であること。など
- ☐ 当該職員に子育て休暇や家族看護休暇、短期介護休暇などの取得要件について紹介し、該当するときには積極的に活用できることを説明しているか。
- ☐ 当該職員が、1日単位の休暇を申請している場合、週休日の振替や勤務時間の割振り変更を優先的に取得させたり、休暇と組み合わせることができていることを説明したりしているか。
- ☐ 当該職員がフルタイムから、あるいは育児休業から育児短時間勤務に勤務形態を変更する場合、年次休暇の調整をする(短時間勤務に応じた日数に換算する)ことを、あらかじめ説明しているか。
- ☐ 任期付短時間勤務職員にも、様々な休暇制度があること、これらを積極的に活用できることを、「休暇案内」などを活用しながら紹介し、育児時短勤務手当金の請求方法についても説明しているか。
- ☐ フレックスタイム制(職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度)を校務に支障がない場合、活用できることを説明しているか(運用開始以降)。

子育て支援チェックリスト

(子育てに係る休暇等を利用しやすい職場環境づくりに向けて)

Ⅰ 仕事と家庭の両立ができる雰囲気づくり

(管理職からの定期的な声掛け)

- ☐ 日頃、全ての職員に、子育てに限らず、声掛けを行っているか。
- ☐ 毎年5～6月に送付している「育児・介護の支援ガイドブック」などを用いて、男女の職業生活と家庭生活の両立ができる雇用環境の整備等に取り組んでいるか。
- ☐ 毎年の調査では、男性職員の子育てに係る休暇や育児休業の取得割合が低いなど、男性職員の積極的な育児参加が課題であることを周知しているか。
- ☐ 子育てのみならず、家族の介護など、様々なライフステージに即した休暇・休業制度があることを、「休暇案内」などを活用しながら紹介しているか。
- ☐ 休暇、休業等を活用できる雰囲気を職場全体で共有するよう、積極的に取り組んでいるか。
- ☐ 全ての職員に対して休暇等の積極的な取得を定期的に促しているか。
- ☐ 職員が、1日単位の休暇を申請している場合、週休日の振替や勤務時間の割振り変更を優先的に取得しているか。
- ☐ 勤務時間の割振り変更については、年次休暇だけでなく、特別休暇と組み合わせることができることを、個別に説明しているか。

(職員全体での支え合い)

- ☐ 日頃、子育てや介護などでアドバイスや相談し合える職場の雰囲気づくりに取り組んでいるか。
- ☐ 先輩や同僚の職員が、若い職員の良き相談相手として活躍できる職場の雰囲気づくりに取り組んでいるか。

令和7年10月1日施行の制度変更について (校長説明原稿)

- 今年度10月1日から変更となる制度等について説明します。
まずは、配布した資料の表面を見てください。
- 国の法律や県の条例、規則が改正され、変更となる点を3点伝えます。
- 1点目は、「部分休業の取得方法の拡充について」です。
- 改正前の部分休業は、勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間の範囲内で取得可能でしたが、改正後は、資料にあるとおり①【第1号部分休業】又は②【第2号部分休業】のうち、どちらかを選択して取得することができます。
- ①【第1号部分休業】については、勤務時間の任意の時間において、2時間の範囲内で取得できるという方法です。
- ②【第2号部分休業】については、1年につき、77時間30分（10日相当）の範囲内において、1時間単位で取得できるという方法です。ただし、今年度は10月1日から3月31日までの半年の期間となることから、経過措置として5日相当、つまり38時間45分の範囲内となります。
- 下の留意事項の「エ」を見てください。
- 基本的に、①、②のどちらかの部分休業を選択することになるため、年度の途中で変更することはできません。ただし、ここに記載のとおり、特別な事情がある場合は、①又は②の取得方法を変更することができます。
- また、「オ」の非常勤職員について、記載の通り取得要件が変更され、さらに、裏面の一番下に記載のとおり、昨年度の「地方公務員の育児休業に関する法律」の改正により、取得期間についてもフルタイム職員と同様「小学校就学の始期に達するまで」と変更となりました。
- 表面に戻り、資格が囲みの留意事項の他の内容については、各自確認してください。

- 裏面を見てください。次に２点目、「介護時間の取得方法の拡充について」です。
- 改正前は勤務時間の始め又は終わりにおいて、２時間の範囲内で取得可能でしたが、改正後は、勤務時間の任意の時間において、２時間の範囲内で取得可能となります。
- ３点目は「仕事と育児の両立支援に関する措置について」です。
- これは、妊娠、出産又は３歳未満の子を養育している先生方に対して、仕事と育児を両立するための制度について、情報提供を行うことや、制度の請求等についての意向を確認すること、そして、その意向について配慮することを、県の条例によって定められました。
- そのため、先生方や先生方の配偶者の方が妊娠をされたり、３歳未満の子供がいる先生方に対して、休暇、休業制度の情報提供をしたり、取得等についての意向を伺ったり、話を聞かせてもらいます。
- 私としては、仕事と育児の両立ができる環境を整えていきたいと思っていますので、両立することが難しい状況があった場合には、私か教頭先生へ相談してください。
- 話を聞く中で、休暇、休業の制度やフレックスタイム制などを活用することで、仕事と育児の両立についての不安や悩みが解消できることもあるため、一緒に考えていきたいと思っています。
- また、人事異動の意向なども出てくると思いますので、その場合は、私から教育委員会へ、先生方の状況を、責任を持ってしっかりと伝えていきます。
- 資料にある通り、今回の条例改正では、「教育委員会が措置を講ずること」となっていますが、実際には、私（校長）や教頭先生などの管理職が対象職員へ情報提供をしたり、意向を確認したりすることになり、必要に応じて教育委員会と情報共有をしていくこととなります。

- 今までも、妊娠や家庭の状況が変わった場合については、私か教頭先生への報告をお願いしていましたが、配偶者の妊娠や出産等についても、ぜひ報告をお願いします。
- また、現在、3歳未満の子を養育している先生方については、把握していますが、今後、人事異動等で他校へ異動したり、管理職が異動したりすることもあるため、対象の子供がいる先生はその都度、校長・教頭へ伝えてください。
- これからも引き続き、仕事と育児を両立しやすい環境を作っていきたいと思っていますので、今後も不安なことや心配なことがあったら、いつでも私や教頭先生へ相談してください。
- 最後に部分休業の請求について、1点連絡をします。
- 今後、部分休業を請求する際の様式が変更となる予定です。変更されるまでは、現在の様式で請求をしてもらうが、新たな制度となることから、記入の仕方について「別紙2 部分休業承認請求書（記入例）」を参考に、備考欄へ記入もらう内容があります。
- これから部分休業を取得することを考えている方は、記入の仕方について、一緒に確認しながら進めていきますので、まずは私か教頭先生へ相談してください。
- 私からは以上です。

(1, 880字 約8分)

記入例 1

新たに第1号部分休業を
請求する場合

部分休業承認請求書（記入例）

部分休業承認請求書

年 月 日

●●市教育委員会 様

 校 名 ●●市立●●学校
 職 名 教諭
 氏 名 ●● ●●

次のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	●● ●●	
	続 柄	子	
	生 年 月 日	令和●年●月●●日生	
2 請求期間 及び時間	期 間	時 間	
	7年10月1日から 8年3月31日まで	☒ 毎日 ☐ その他()	15時00分～17時00分 時 分～ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分
3 備 考	第1号部分休業・当初		
	※備考欄には以下の内容を記載する 1 「第1号部分休業」又は「第2号部分休業」 「第1号部分休業」…1日につき2時間を超えない範囲内 「第2号部分休業」…1年につき77時間30分(10日相当)を超えない範囲内 2 「当初」、「変更」又は「継続」(「変更」の場合は理由・開始時期を記載する) 「当初」…今年度初めて取得する場合 「変更」…次の事由により、取得方法を変更した場合 (1)配偶者が負傷又は疾病により入院したこと (2)配偶者と別居したこと (3)その他の申出時に予測することができなかった事実が生じたこと 「継続」…「第2号部分休業」取得者が2回目以降申請する場合 3 「第2号部分休業」を取得した場合は、取得時間数の合計及び残時間数 (今回請求した時間数を含む)		

(注) 1 この請求書
証明する書類
写しを添付する

2 部分休業の承認の請求の取得しを届け出る場合は、その旨を表面に記入すること。

3 該当する□には△印を記入すること。

記入例 2

新たに第2号部分休業を
請求する場合

部分休業承認請求書

年 月 日

●●市教育委員会 様

校 名 ●●市立●●学校
職 名 教諭
氏 名 ●● ●●

次のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	●● ●●	
	続 柄	子	
	生 年 月 日	令和●年●月●●日生	
2 請求期間 及び時間	期 間	時 間	
	7年10月3日から 7年10月3日まで	☐ 毎日 ☒ その他()	8時30分～17時00分 時 分～時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分～時 分 時 分～時 分
3 備 考	第2号部分休業・当初 取得時間数の合計 7時間45分 残時間数 31時間00分		

令和7年度は経過措置として
1年につき38時間45分

※備考欄には以下の内容を記載する

- 「第1号部分休業」又は「第2号部分休業」
「第1号部分休業」…1日につき2時間を超えない範囲内
「第2号部分休業」…1年につき77時間30分(10日相当)を超えない範囲内
- 「当初」、「変更」又は「継続」(「変更」の場合は理由・開始時期を記載する)
「当初」…今年度初めて取得する場合
「変更」…次の事由により、取得方法を変更した場合
(1)配偶者が負傷又は疾病により入院したこと
(2)配偶者と別居したこと
(3)その他の申出時に予測することができなかった事実が生じたこと
「継続」…「第2号部分休業」取得者が2回目以降申請する場合
- 「第2号部分休業」を取得した場合は、取得時間数の合計及び残時間数
(今回請求した時間数を含む)

- (注) 1 この請求
証明する書
写しを添付
2 部分休業
すること。
3 該当する□に

記入例3

2回目以降に第2号部分休業
を請求する場合

部分休業承認請求書

年 月 日

●●市教育委員会 様

校 名 ●●市立●●学校
職 名 教諭
氏 名 ●● ●●

次のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	●● ●●	
	続 柄	子	
	生 年 月 日	令和●年●月●●日生	
2 請求期間 及び時間	期 間		時 間
	7年11月28日から 7年11月28日まで	☐ 毎日 ☒ その他()	8時30分～17時00分 時 分～時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分～時 分 時 分～時 分
3 備 考	第2号部分休業・継続 取得時間数の合計 18時間 0分 残時間数 20時間45分		

令和7年度は経過措置として
1年につき38時間45分

※備考欄には以下の内容を記載する

- 「第1号部分休業」又は「第2号部分休業」
「第1号部分休業」…1日につき2時間を超えない範囲内
「第2号部分休業」…1年につき77時間30分(10日相当)を超えない範囲内
- 「当初」、「変更」又は「継続」(「変更」の場合は理由・開始時期を記載する)
「当初」…今年度初めて取得する場合
「変更」…次の事由により、取得方法を変更した場合
(1)配偶者が負傷又は疾病により入院したこと
(2)配偶者と別居したこと
(3)その他の申出時に予測することができなかった事実が生じたこと
「継続」…「第2号部分休業」取得者が2回目以降申請する場合
- 「第2号部分休業」を取得した場合は、取得時間数の合計及び残時間数
(今回請求した時間数を含む)

- (注) 1 この請求
証明する書
写しを添付
2 部分休業
すること。
3 該当する□には

記入例 4

第1号部分休業への変更を
請求する場合

部分休業承認請求書

年 月 日

●●市教育委員会 様

校 名 ●●市立●●学校
職 名 教諭
氏 名 ●● ●●

次のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	●● ●●	
	続 柄	子	
	生 年 月 日	令和●年●月●●日生	
2 請求期間 及び時間	期 間		時 間
	7年12月17日から 8年 3月31日まで	☒ 毎日 ☐ その他()	15時00分～17時00分 時 分～時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分～時 分 時 分～時 分
3 備 考	第1号部分休業に変更・令和7年12月17日 理由：配偶者が疾病により入院したため		

※備考欄には以下の内容を記載する

1 「第1号部分休業」又は「第2号部分休業」

「第1号部分休業」…1日につき2時間を超えない範囲内

「第2号部分休業」…1年につき77時間30分(10日相当)を超えない範囲内

2 「当初」、「変更」又は「継続」(「変更」の場合は理由・開始時期を記載する)

「当初」…今年度初めて取得する場合

「変更」…次の事由により、取得方法を変更した場合

(1) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと

(2) 配偶者と別居したこと

(3) その他の申出時に予測することができなかった事実が生じたこと

「継続」…「第2号部分休業」取得者が2回目以降申請する場合

3 「第2号部分休業」を取得した場合は、取得時間数の合計及び残時間数

(今回請求した時間数を含む)

(注) 1 この請求書

証明する書類

写しを添付す

2 部分休業の

すること。

3 該当する□には

印を記入すること。